

町民税・県民税・森林環境税納入について

大郷町では、特別徴収に係る納入について、O.C.R(光学文字読取装置)用の納入書で納入していただいております。

つきましては、下記のことにご注意いただき、ご協力をお願いします。

1. 特別徴収月割額の納入及び退職所得に係る町民税・県民税・森林環境税の納入

(1)特別徴収納入書は、地方税法第41条、第321条の5第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第1項の規定により給与所得に係る特別徴収月額(以下「月割額」という。)を納入するとき、地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により徴収した退職所得に係る町・県民税所得割を納入するときの双方に使用することができます。

(2)月割額については、先にお送りしてある税額通知書に示された金額が領収証書、納入書、納入済通知書の「納入金額(1)」の欄にあらかじめ記入してあります。

納入すべき月割額が、「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合には、そのまま銀行若しくは郵便局で納入してください。

2. 月割額を納期限までに納入しなかった場合

(1)各月分の月割額を納期限(徴収した月の翌月の10日)までに納入しない場合は、延滞金が加算されます。

また督促状が発行されますと、督促手数料として100円が徴収されます。

(2)延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納めるべき税額に【 $\text{年利} = \text{延滞金特例基準割合} + 7.3\%$ 】の割合、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、【 $\text{年利} = \text{延滞金特例基準割合} + 1\%$ 】の割合で計算した延滞金が徴収されます。

(※延滞金特例基準割合 = 当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 + 1%)

東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合

納入の際、東北6県(宮城、山形、福島、岩手、秋田、青森)以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、本町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行店名・郵便局名を記載し、当初納入される際に、そのゆうちょ銀行及び郵便局に提出してください。

なお、翌年度以降も引き続き同一のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長様

郵便局長様

宮城県黒川郡大郷町長
(公印省略)

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、
当町の町民税・県民税・森林環境税(特別徴収)取扱局に指定しましたので通知します。

1 口座番号 02240-5-960046
2 加入者の名称 大郷町会計管理者
3 取りまとめ局 仙台貯金事務センター